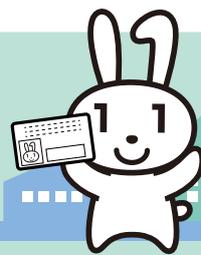


マイナンバーカード 「出張申請受付」を行います



出張申請受付とは？

町職員がご自宅や介護施設等に訪問し、無料で顔写真撮影および申請手続きを行います。できあがったマイナンバーカードは、後日ご自宅等へお届けしますので、役場まで来庁いただく必要がありません。

●対象となる方

・南越前町に住民登録をされており、役場に来庁することが困難な方。

●申請に必要なもの

- ①本人確認書類（Aのいずれか1点またはBのいずれか2点）
A 運転免許証、身体障害者手帳、パスポートなど
B 資格確認書、介護保険証、年金手帳など
- ②個人番号通知書または通知カード ※紛失された場合は職員にお伝えください。
※申請から受け取りまで1か月程度かかります。

●申込方法

出張申請受付を希望する方は、町民税務課までお電話にてお申し込みください。

■申込み・問合せ 町民税務課 ☎ 0778-47-8015



軽自動車等の名義変更・抹消の手続きは確実に！

軽自動車税は、毎年4月1日時点で軽自動車等を所有している方に課税されます。

軽自動車等の廃車や譲渡の手続きがお済でない場合、軽自動車税が課税され続けてしまいますのでご注意ください（使用していないものについても同様です）。なお、住所・氏名の変更を行った場合には、各申告先でお手続きをしてください。

また、トラクターやコンバインなどの農耕車も、道路を走行する・しないに関わらず、「小型特殊自動車」として軽自動車税の課税対象になります。未申告の方は、町民税務課または今庄・河野事務所でお手続きをしてください。

手続きの方法や必要書類については各申告先へお問い合わせください。

車種	申告先
原動機付自転車（125cc以下） 小型特殊自動車（農耕車やフォークリフトなど）	町民税務課 ☎ 0778-47-8014 今庄事務所 ☎ 0778-45-1111 河野事務所 ☎ 0778-48-2111
二輪の軽自動車（125cc超～250cc以下） 二輪の小型自動車（250cc超）	福井運輸支局 Tel 050-5540-2057 ※自動音声案内に続いて「037」
軽自動車（三輪・四輪・被けん引車※） ※ボートトレーラーなど、軽自動車の大きさのもの	軽自動車検査協会福井事務所 Tel 050-3816-1774

軽自動車税は、4月2日以降に廃車や譲渡の手続きを行っても、その年度分の税金は納めていただくこととなりますのでご注意ください。

■問合せ 町民税務課 ☎ 0778-47-8014